

## 第7講 1979年2月21日の講義 (pp. 197-228)

### ● 前回の講義

- 新自由主義は、介入するか否かではなく、いかに介入するか (= 統治スタイル) が問題となる。(→ 1. 独占の問題、2. 適合的経済行動の問題、3. 社会政策の問題)
- 新自由主義的統治は、「経済的統治」ではなく、「社会の統治」である。
- 新自由主義的統治は、社会に介入し、競争のメカニズムが調整の役割を果たすことができるようにする。
- 新自由主義者が望んでいるものは、社会の統治であり、社会本位の政策。
  - ・ 社会を統治実践の対象としながら、市場の枠組みに介入。
  - ・ 社会本位政策の二つの軸 ① 企業モデルにもとづく社会の形式化  
② 法制度の再定義 (今回の主題)

### ● オルド自由主義における「社会本位政策」(pp. 197-198)

- 競争の形式的メカニズムが作用するために、そして反競争的メカニズムを解消するために存在する。
- 今回の主題は、社会本位政策の第二の軸である、② 法制度の再定義 (法権利の問題) について。

### ● 再び、ウォルター・リップマン・シンポジウム (1939年) について (p. 198-)

- シンポジウムの司会、科学論者ルイ・ルジエ (仏)
  - 新自由主義の一般原則に関して、法的問題に関して語る (pp. 199-200)
    - ・ 自由主義体制は、自然発生的秩序の帰結であるだけでなく、自由主義体制は、国家の法的介入主義を前提とする法律上の秩序の帰結でもある。
    - ・ 自由主義的であることは、一つの交通法規を課すことである。
    - ・ 真に自由主義的な経済とは、二重の仲裁に従う経済である (消費者たちによって行われる自然発生的仲裁と、国家によって行われる協議された仲裁)。
- ルジエのテキストにみられる、新自由主義に固有の諸要素の検討 (p. 201-)
  - (1) 法的なものは、経済に対して上部構造に属していない (オルド自由主義にとっても同様) (pp. 201-206)
    - ・ むしろ、法的なものが、経済的なものに対して形式を与える。
    - ・ 経済的なものと、法的かつ政治的なものを対立させるのではなく、経済的か

つ法的な秩序について語る必要がある。

- ・ 生産力ではなく、生産関係のレベルに身を置くという点において、マックス・ヴェーバーと同じ路線である。
- ・ 経済的なものは、必然的に規則づけられた諸活動（社会的ハビトゥス、宗教上の定め、倫理、法律など？）の総体である。→ W・オイケン「システム」
- ・ 資本主義の歴史は、経済的かつ制度的な歴史でしかありえない。  
→ 法的かつ経済的な歴史に関して非常に重要な一連の研究が派生する。それらの研究は、政治的観点からも重要なものである（これが、フーコーが扱おうとしている問題）。
  
- ・ 政治的に賭けられているもの＝資本主義を生き延びさせるという問題  
→ 資本とその蓄積の論理がただ一つしかない以上、ただ一つの資本主義しかない。それによって資本主義は、歴史的に決定的な袋小路に陥っており、その終焉がしるしづけられようとしている。
  - オルド自由主義者たちの最終目標：  
資本主義は新たな形態が与えられるという条件のもとで生き延びうるということを論証すること。
  - そのために論証すべき二つのこと（二つの相補的なやり方？）：
    - ① 資本主義の厳密に経済的な論理（つまり競争市場の論理）が、可能であり矛盾を含まないこと（前回の講義）。
    - ② 資本主義の具体的で現実的で歴史的な形態においては法的かつ経済的な諸関係の総体があるということ。
  - 資本主義の特異性を説明し、現在において認められる袋小路、矛盾、困難、合理性と非合理性との混合といったものを説明できるような経済的かつ制度的な総体を、資本主義の歴史の中に実際に標定する。

## (2) 「法的介入主義」と呼びうる側面 (pp. 206-207)

- ・ 第一の側面の帰結である。
  - 資本主義を続行することよりもむしろ、新たな資本主義を発明する。
  - 19世紀の保護経済や、20世紀の計画経済において国家が自らに対して権利を認めてきた行政的、法律的介入主義の総体は一掃される (pp. 214-215)。
- ・ 市場の法則には手を触れず、それらが経済の一般的調整の原理となり、社会の調整の原理となるように、制度を整える。
  - 最小限の経済介入主義と、最大限の法的介入主義
- ・ オイケンにとって歴史学者たちの無意識＝制度的なもの。  
←→ マルクス主義の通俗的定式化において、経済的なものとは、歴史学者の

意識を逃れてしまったもの（つまり、歴史学者の無意識＝経済的なもの）。

- ・ 「制度」は、経済理論から逃れ、経済学者たちの分析から逃れるもの。  
→ 制度と法規範の、経済との関係を示す歴史的分析によって、意識的な経済的法権利のレベルへと移行し、経済的かつ法的な複合体のなかにどのような諸変容が導入可能であるのかを意識化しなければならない。
    - そこから生じる問題点：  
制度的修正と革新の総体をどこから導入すれば、市場経済に従って経済的に規則づけられた社会秩序の創設が可能になるだろうか、という問題。
    - 問題に対し、これから実践しなければならない制度的革新：  
経済に対し、(独)は「法治国家」、(英)は「法の支配」を適用すること。
  - ・ オルド自由主義的分析はもはや、法権利の理論の路線に組み入れられる。
- (3) 必然的に、裁判請求の増大と呼びうるような側面 (p. 215-)  
→のちほど詳しく説明

#### ● 法治国家について (pp. 207-211)

- 18世紀末から19世紀初頭にかけて、政治理論およびドイツの法権利の理論の中に出現した概念。
  - 専制主義と内政国家に対置するものとして導かれた。
    - ・ 専制主義：公権力に対する各人・万人の義務の原理は、主権者の意志。公権力の命令でありうるような全ての起源も主権者の意志に置く。
    - ・ 内政国家：法律と規則とのあいだに、公権力による個々の決定とのあいだに差異はない。
- ↓ ↑
- 法治国家では、公権力は法律の枠組のなかで作動する（法律の枠組のなかでしか作動できない）。公権力の原理、起源となるのは、法律の形式。
  - 法治国家では、法律と公権力による個別の決定とのあいだに差異がある。
- 19世紀後半になり、さらに推し進められた観念に。
    - ただ単に法律に従って法律の枠組のなかで作動する国家ではなくなる。
    - 法律を持つと同時に、個々人と公権力のあいだを仲裁する司法的審級をも持つ国家。＝法権利のシステムを持つ国家

法治国家の第一の定義：法律の形式があり、法律の形式によって規定された空間のなかで、公権力は正当なやり方で強制的なものとなりうる。

法治国家の第二の定義：市民と公権力のあいだの司法的仲裁の可能性を持つ国家。

- 自由主義者たちによる資本主義刷新の方法は、法治国家の原則を経済秩序に適用すること。
  - フーコー「経済秩序への国家の法律上の介入がありうるのは、そうした法律上の介入が形式的諸原則の導入というかたちをとる場合であり、ただその場合においてのみである」(p. 211)
  - 経済秩序における法治国家の原則 = 形式的な経済法制のみがあるということ。

● **法律上の形式的介入の意味** (pp. 211-216)

ハイエク『自由の条件』「法治国家、あるいは形式的な経済法制、それは、ただ単に、計画の反対物である」(p. 211)

- 計画とは…
  - ① 経済計画は、明確に規定された経済目的をもつ。
  - ② 計画においては、目標に応じて、修正、訂正、措置の中断、代替措置を導入する可能性が常に与えられる。
  - ③ 計画において、公権力は、経済的決定機関の役割をもつ。
- 計画において、公権力は決定の原理となり、個々人に対して義務を課す。また、公権力は、経済プロセスの総体を統御しうる主体を構成する可能性が想定される。

ハイエク「法治国家は、もし我々がそれを経済秩序のなかで機能させようと望むのであれば、計画と正反対のものでなければならない」(p. 212)

- 法律は…
  - ① 全面的に形式的なものにとどまらなければならない。= 個別の目的を自らに設定してはならない。
  - ② 固定した諸規則のかたちでアプリオリに構成されなければならない。生じた効果に応じて修正されてはならない。
  - ③ 一つの枠組を規定し、各々の経済主体がその枠組が不変のものであることを知り、その上で完全に自由な状態で決定を行うことができるようにしなければならない。
  - ④ 形式的法律は、国家をも拘束することになる法律である。よって、公権力がどのように行動するかを、各々が正確に知ることを可能にするような法律でなければならない。
- 国家は、経済プロセスに対して盲目でなければならない。経済は、規則づけられた活動の総体でなければならない。
  - 経済に枠組を与える法制度はゲームの規則であり、経済はある種の具体的秩序

を表明するゲームである。この経済ゲームを行う者は個々人、あるいは企業のみ。  
→ 法と秩序：国家、公権力は、法律の形態のもとでしか経済秩序のなかに決して介入しない。

- ルジエのテキストに関して、フーコーが強調したいと思った第三の側面
  - (1)、(2) は先述。
  - (3) 裁判請求の増大と呼びうるような側面
    - 法律がゲームの規則であるとき、司法的なものは単なる法律の適用ではなくなる。
    - ゲームの規則の枠組のなかにおける仲裁として、司法による社会的介入主義が要求されるように。
    - その結果、経済主体（企業）が自由化され、企業のダイナミズムが波及？

### ● オルド自由主義のプログラム (p. 217-)

- 社会介入主義を伴う競争市場経済を企図する。
- 社会介入主義の経済主体は「企業」。
  - 新たな統治術となるような何か、あるいは自由主義的統治術のある種の刷新。この統治術に政治的に賭けられているものは？
  - ↓ (シュンペーターとの対比によって把握可能に)

### ● シュンペーターとオルド自由主義者の対比 (pp. 217-220)

- 共通するテーゼ：
  - ・ 資本主義社会の合理性と非合理性というヴェーバー的問題から出発。
  - ・ マルクス主義者たちは、資本主義の根本的な起源を資本とその蓄積の論理のなかに探す点において間違っていると考える。
  - ・ 資本とその蓄積の論理のなかに内的矛盾はないと考える。よって、資本主義は完全に生き続けることのできるものである。
- シュンペーターの分析（オルド自由主義者との差異）：
  - ・ 資本主義は独占へと向かう。
    - 経済プロセスに起因するものではなく、社会的な現象である。
  - ・ 資本主義は、経済を行政と国家に近くなる決定の中心に組み込もうとする。
  - ・ 資本主義は、一種の社会主義への移行が避けられない（シュンペーターにあっての社会主義：「中央官庁が生産手段と生産そのものを管理できるようなシステム」(p. 218)）。
    - 競争市場によってもたらされる組織上及び社会的な必然性を原因とする。
    - 社会主義への移行には（支払い不可能ではない）政治的コストが伴う。

- ・ 高度に監視され続けられなければ、全体主義は避けられない。
- オルド自由主義者たちの分析（シュンペーターの分析を逆に辿る）：
  - ・ 計画化において、自由の全面的喪失は不可避的である。
  - ・ 計画化の誤りを避けるためには、経済プロセスの社会的帰結の傾向が、社会的介入によって修正を施されるようにする必要がある。
  - ・ 資本主義社会に内在する中央集権への傾向は、社会的介入、社会本位政策、法的介入主義…（p. 219）が消し去る。
    - 現代社会において確認された独占、集中、中央集権の現象のなかで転倒するリスクのない競争市場を機能させることが可能となる。
    - 競争方の経済と制度的実践とを互いに調整することが可能に。
  
- オルド自由主義者たちによって政治的に賭けられているもの：
  - ① 法権利
  - ② 公権力による介入の厳密に形式的な性格によって規定された制度的領域
  - ③ 純粹競争にもとづいてそのプロセスが規則づけられる経済の展開

↓

現代ドイツ政治の骨格を構成（ドイツ的モデル＝法治国家）